

2019 年 2 月 18 日

監査懇話会 眞田宗興

美術館への寄付の正体とは—スルガ銀行ファミリー企業への融資

※本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

スルガ銀行については、シェアハウス関連への不正融資（監査役事件簿 30「監査役はどうしたら不正の兆候を察知できたか —S 銀行不正融資事件」参照）のみならず、ファミリー企業や創業家への不適切な資金の動きがあった（日経新聞 2018.12.26）。

その内、ファミリー企業の一つ、静岡県長泉町にある美術館（仮称 F1 美術館）へのスルガ銀行からの寄付金が、巡り巡ってスルガ銀行創業家のファミリー企業への融資の返済に充てられていた事例を紹介する。取締役・監査役に責任がなかったのか、第三者委員会による調査結果（2018.12.27 取締役等責任調査委員会及び監査役責任調査委員会調査報告書）が公表されている。監査役責任調査委員会の報告書を基に事件を追っていきたい。

1. ファミリー企業の事業環境

2002 年 3 月末で主なファミリー企業 12 社（その子会社まで含めると 26 社）に対して約 1200 億円の融資残があり、しかも長期固定化しており、子会社等への転貸融資も膨らんでいることからこの改善に取り組み 2018 年 3 月には、主なファミリー企業は 10 社（その子会社まで含めると 19 社）、融資残は 488 億円まで減少した。

この中で、F1 美術館関連の企業については業績振るわず、破綻懸念先とされた企業があり、それらの企業のスルガ銀行からの借入金返済をどうやって工面するか、考えた末に編み出されたのが F1 美術館への寄付を使っの方策であった。

2. 寄付を使っの方策—このからくりを監査役は見破れるか

一般財団法人 F1 美術館は三島駅から無料巡回バスで 25 分、観光スポット「クレマチスの丘」にいくつかある美術館のうちのメインの美術館である。

スルガ銀行からの寄付は 2012 年以降、都合 15 回、合計約 64 億円である。全て、スルガ銀行の取締役会に諮られ承認されている。その内、2014 年 3 月 20 日の取締役会で承認決議された寄付の例見てみよう（調査報告書 52 ページから引用）。

スルガ銀行	→	F1 美術館	2014.3.26	寄付 6 億円
① F1 美術館	←	E 社	2014.3.28	美術品売却 5 億 9640 万円

F1 美術館	→	E 社	2014.3.28	代金支払	5 億 9640 万円
② E 社	←	B2 社	2014.3.28	美術品売却	5 億 9640 万円
E 社	→	B2 社	2014.3.28	代金支払	5 億 9640 万円
③ B2 社	←	B3 社	2014.5.29	飲食店売却	5 億 5011 万円
B2 社	→	B3 社	2014.5.29	代金支払	5 億 5011 万円
④ B3 社	→	スルガ銀行	2014.5.29	借入金返済	5 億 2000 万円

スルガ銀行が F1 美術館に 6 億円寄付したが、F1 から E 社、E 社から B2 社、B2 社から B3 社に流れ、最終的には B3 社からスルガ銀行への借金返済に使われたということである。

(1) 取締役会での決議について

法律上及びスルガ銀行の社内規程上、通常の寄付について、取締役会の決議事項として定められていたわけではないが、M 社長が F1 美術館の代表理事を務めていることから利益相反取引の承認決議を行ったものである。

取締役会での経営企画部管掌の S 専務の説明では、F1 美術館はスルガ銀行の CSR 事業の一環として行っている文化事業であり、同じエリアにある他の美術館の所蔵作品を F1 美術館に移管譲渡しエリア全体として散逸することなく継続保有され、より効率的な運営ができるというように移管するための資金を寄付するというものであった。

(2) 真の意図

B1、B2、B3 社はスルガ銀行からの借入残高が大きく、かつ事業の収益性が乏しく手元資金も乏しいことから、スルガ銀行への返済資金の原資を捻出するためであったと第三者委員会は言う。

O 副社長が中心となり、寄付金がスルガ銀行への返済に回るようなスキーム案を審査第一部に検討させ、経営企画部に本件寄付の稟議書を作成させた。従って、F1 美術館は、K 副社長らの指示に従って、寄付の要請書を提出していたにすぎず、どの美術品を購入するかについてはスルガ銀行の OB でファミリー企業を管理する事務職員らが、金額の高い美術品から順に寄付金額に合わせて決定しており、F1 美術館は関与していない。

数回の例外を除くと、寄付後、ごく短期間に美術品や不動産の売買が完了している。

(3) 監査役の実任

本件寄付の目的が、名目上は社会的に意義あるものであるとしても、真の目的がファミリー企業の財務状況の改善や資金繰りの便宜を図るものであるなら、その寄付を正当化することはできず、本件寄付について意思決定に関与した社長、副社長ら、取締役には善管注意義務違反が認められるとした。

一方、取締役会に出席していた監査役らは、その説明が不自然・不合理なものではなく、真の目的が別に存在することを疑わせるものではなかったし、本件寄付がファミリー企業への資金融通であったことを認識していたとの証拠は認められない。

また、寄付の金額が、当時のスルガ銀行の経常利益の2%程度であり、不相当とまでは言えない、として監査役には善管注意義務違反があったとは認められないと結論付けた。

私のコメント

監査役が、寄付金の金の流れの全体図を把握していたらその違法性に気づくことができたであろうが、単に寄付の妥当性だけの判断において、「問題あり」と指摘することは難しいと思う。しかし、こういう方策が使われることがあるものだということを知って頂きたいと紹介した。

つまり、監査役は、全体像を把握するということを心掛けなければ真実が見えてこないということである。

これだけ緻密な策を弄するスルガ銀行が、なぜシェアハウス融資では杜撰な不正行為してしまったのか、考えさせられるものがある。

追記

スルガ銀行からファミリー企業の一つ B1 社に対する貸付の担保として差入れられたスルガ銀行株式の担保を解除した後、自己株式の取得を実行し、B1 社は、41.2 億円を受領したがその内、18.6 億円のみスルガ銀行は回収し、差額 22.6 億円は、B1 社から他のファミリー企業間に流れ、一部は、借入先への返済に、一部は K 副社長の個人口座に送金された（ただし、K 副社長が個人的な利益を得たとの結論には至らなかった）という事案も起きている。

この 2 つの事案、寄付事案と担保解除事案によるスルガ銀行の損害に対してスルガ銀行は、社長 M 氏、副社長 K 氏（故人）ら取締役 5 名に対し、2018 年 12 月 27 日、静岡地裁に損害賠償請求訴訟を提起した。

5 人に対し合計 32.4 億円。なお、監査役については、善管注意義務違反はなかったとの第三者委員会調査報告書に基づき、提訴はされなかった。